

「スクールロイヤー」制度の試行的導入 ～子どもたちが学ぶ良好な教育環境づくり～

スクールロイヤー制度とは、学校現場における多様な事案への対応について、法律の専門家である弁護士が、学校及び教育委員会に対して、第三者的な立場から法的アドバイスをを行います。

スクールロイヤー制度の導入により、弁護士、学校及び教育委員会が組織的に適切な教育行政を推進します。

1 事業概要

次のような学校事故、児童・生徒指導上の事案に対する法律業務（法律相談、書面作成、法令及び事実関係の調査等）を弁護士に委託します。

- 児童・生徒が公共物を損壊した場合の対応
- 児童・生徒同士のトラブルの対応 等

2 予算額 4,295 千円

3 実施場所

学校及び教育委員会からの依頼に対して、業務内容により、所属する弁護士事務所に加えて、市役所や各学校においても法律業務を行います。

【問い合わせ先】 教育部 教育企画課（TEL：042-420-2822）

資料のポイント

- 実際にスクールロイヤーが法律業務を進めるに際し、必要に応じて市の顧問弁護士等とも連携をして対応します。
- 26 市では 3 番目の導入
- 弁護士であるスクールロイヤーをはじめ、現在活動している臨床心理士等によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、様々な職種の専門家と連携して、組織的に対応します。